

青森県報

第千九百三十号

平成十三年十月五日(金曜日)

目次

告示

○保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一

公告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……一

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……二

出先機関

○土地改良事業の工事の完了……………(東地方農林水産事務所) ……三

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……三

告

示

青森県告示第五百四十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年十月五日

青森県知事 木村守男

一 解除予定保安林の所在場所

西津軽郡森田村大字大館字八重菊二四の二三三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び森田村役場に備

え置いて縦覧に供する。)

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十月五日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファル三戸店

- 二 三戸郡三戸町大字六日町四五の一
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ファール
- 岩手県盛岡市北松園四の二の一
代表取締役 中野省三

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ファール
- 岩手県盛岡市北松園四の二の一
代表取締役 中野省三

- 2 有会社社松伝商店
三戸郡三戸町大字八日町四〇
代表取締役 松尾道郎

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 大規模小売店舗の営業方法に関する事項	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 (ただし、午前十時 に限り午後十時)	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時	平成 一三・〇・一
来客が駐車場を利用することができない時間帯	午前九時三十分から午後九時三十分まで (ただし、午前十時三十分 に限り午後十時三十分 まで)	午前八時三十分から午後十時三十分まで	"

- 五 届出年月日
平成十三年九月十九日

六 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及び三戸町役場
- 2 期間
平成十三年十月五日から平成十四年二月五日まで
- 3 時間

- 七 意見書の提出
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十四年二月五日

- 2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、長峰地区の県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成十三年十月九日から同年十一月五日まで

- 三 縦覧の場所

大鰐町役場

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

奥内地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十三年十月五日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

一 県営土地改良事業の名称
排水対策特別事業

二 工事完了年月日
平成八年三月二十五日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年十月五日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ばちんこ遊技機	CRあどべん隊X1	株式会社まさむら遊機
同 右	CRバトルヒーロー伝説	株式会社大一商会
回胴式遊技機	ナニワサクラフブキ	株式会社オリンピア
同 右	モボ・モガ	株式会社アクト技研